

[事案 2020-63] 転換契約無効請求

・令和2年12月15日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年5月に、払済養老保険（転換前契約）を利率変動型積立保険（契約①）に転換し（転換①）、平成30年2月に、契約①を利率変動型積立保険（契約②）に転換したが（転換②）、以下の理由等により、転換①②を無効にして、転換前契約に戻すとともに、支払った契約②の保険料を返還してほしい。

- (1) 転換①の際、営業所長は、転換前契約を満期まで継続していれば約110万円が受け取れること、転換価格が約60万円であることを説明しなかった。
- (2) 転換①の際、営業所長は、契約①の内容について、保険期間が10年であることを説明せず、終身であると説明した。そのため、一生涯の保障が得られると思って契約した。
- (3) 平成30年2月頃、転換前契約に戻してほしいと訴えたが、募集人2名から、契約①を無効にすることはできず、解約すれば更に損失が大きくなると説明を受けたため、やむなく転換②により契約②を締結した。転換②は、転換①がなければ行っていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 営業所長は、転換①の際、申立人宅を訪問し、設計書を用いて、契約①は59歳までの保障であるものの、80歳まで更新することや終身保険に変更することも可能であるが保険料が相当程度高くなること、契約①の保険料は、転換前契約の転換価格を活用することで、保険料が年額約10円となることを説明した。
- (2) 平成30年2月頃、申立人からの申し出を受けて、募集人が契約①の内容を説明したところ、申立人から、保障期間が10年であることはおかしい、契約①を転換前契約に戻せないかとの話があった。募集人は、この場で回答することはできないと述べるとともに、契約①の保障内容を終身に見直すことが可能である旨を提案したところ、申立人は興味を示したため契約②の勧誘を行い、転換②を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約転換時の事情等を把握するため、申立人、営業所長および募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換①について募集人の説明が不十分であったとは認められず、転換②について募集人の誤説明があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。